

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】 3

◇ 告 示

- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部改正【産業経済局産業振興部中小企業振興課】 4
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 5
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 6
- 街区の区域変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 7

◇ 病 院 局

- 北九州市病院局職員就業規程の一部改正【病院局総務課】 9

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 組織改正に伴い、徴税吏員となる職員の範囲に係る規定を改めることにしました。
- 2 地方税法施行規則の一部改正に伴い、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の項目の名称中「上場株式等の配当」を「上場株式等の配当等」に改めることにしました。
この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 31 号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和 39 年北九州市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号列記以外の部分中「次に掲げる者」を「財政局に所属し、税務事務に従事する職員」に改め、同条各号を削る。

第 15 号様式の別添（表）中

「

上場株式等の 配 当

」を「

上場株式等の 配 当 等

」に

改める。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 1 1 8 - 3 号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和 4 4 年北九州市告示第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条各号列記以外の部分中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第 1 7 条第 2 項」を「第 2 1 条第 2 項」に改める。

第 1 5 条各号列記以外の部分中「第 2 条第 1 項各号」を「第 3 条第 1 項各号」に改める。

第 1 9 条各号列記以外の部分中「中小企業信用保険法」を「法」に改め、同条第 1 号中「市税」の次に「（第 8 条の規定による申込みの手続を行う時点において市外居住者である個人については、当該個人が居住する市町村の市町村税を含む。）」を加え、同号ア中「限る。）で」の次に「、当該事業を開始する時点において市内居住者であるもののうち」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 9 条第 1 号の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをする者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

北九州市告示第 1 3 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 6 9 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
イオン薬局城野店	北九州市小倉南区富士見一丁目 4 番 1 号	廃局のため	平成 2 9 年 1 月 3 1 日
株式会社きさらぎ 会徳吉調剤薬局	北九州市小倉南区長行東二丁目 1 8 番 1 号	会社合併による法人変更のため	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
株式会社きさらぎ 会原町調剤薬局	北九州市門司区原町別院 6 番 1 0 号	会社合併による法人変更のため	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
株式会社きさらぎ 会別院調剤薬局	北九州市門司区中町 5 番 1 4 号	会社合併による法人変更のため	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
株式会社きさらぎ 会朝日調剤薬局	北九州市小倉北区朝日ヶ丘 4 番 1 6 号	会社合併による法人変更のため	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
株式会社きさらぎ 会徳力中央調剤薬局	北九州市小倉南区徳力二丁目 2 番 1 2 号	会社合併による法人変更のため	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
きさらぎ薬局葛原店	北九州市小倉南区葛原本町一丁目 1 2 番 3 9 号	会社合併による法人変更のため	平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市告示第 1 3 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の 名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
徳吉調剤薬局	北九州市小倉南区長行東二丁目 1 8 番 1 号	平成 2 9 年 4 月 1 日
原町調剤薬局	北九州市門司区原町別院 6 番 1 0 号	平成 2 9 年 4 月 1 日
別院調剤薬局	北九州市門司区中町 5 番 1 4 号	平成 2 9 年 4 月 1 日
朝日調剤薬局	北九州市小倉北区朝日ヶ丘 4 番 1 6 号	平成 2 9 年 4 月 1 日
徳力中央調剤薬局	北九州市小倉南区徳力二丁目 2 番 1 2 号 大山ビル	平成 2 9 年 4 月 1 日
きさらぎ薬局葛原店	北九州市小倉南区葛原本町一丁 目 1 2 番 3 9 号	平成 2 9 年 4 月 1 日

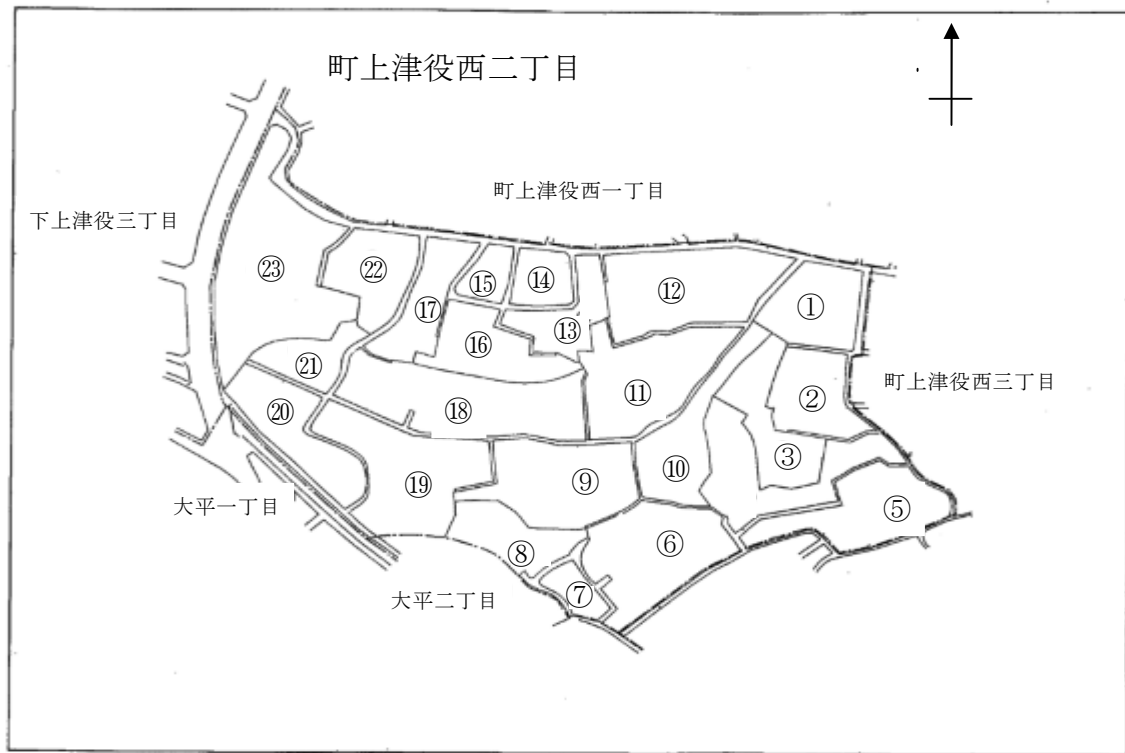
北九州市告示第 1 3 6 号

北九州市住居表示に関する条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市八幡西区町上津役西二丁目 3 番及び 1 0 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更し、平成 2 9 年 4 月 4 日から実施するので告示する。

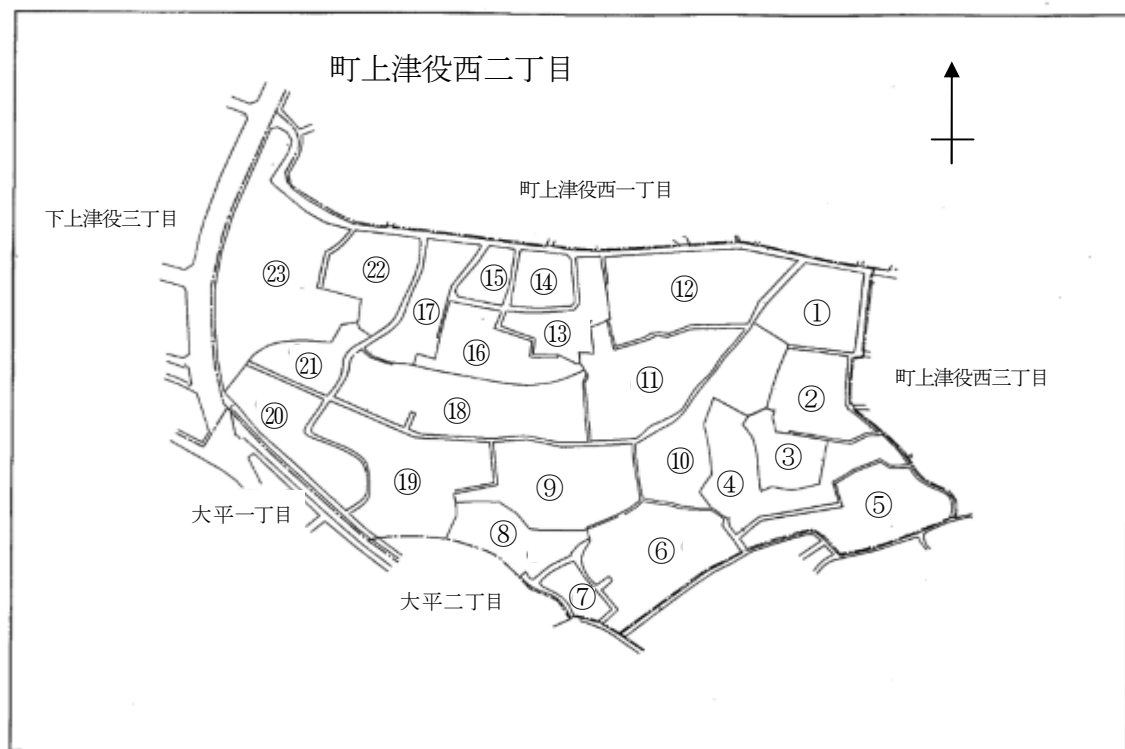
平成 2 9 年 4 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

別図 1



別図 2



北九州市病院局管理規程第 3 2 号

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市病院局長 古 川 義 彦

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員就業規程（昭和 4 3 年北九州市病院局管理規程第 4 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 医療センター の項中
八幡病院

「

八幡病院 の病棟勤 務の助産 師、看護 師及び准 看護師	A	早 出	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時	勤務時 間中に 4 5 分 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	4 週間 を通じ 8 日所 属長の 指定す る日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。
		遅 出	午後 1 時 3 0 分	午後 1 0 時			
	B		午後 4 時 3 0 分	翌日午 前 1 時			
	C		午前 0 時 3 0 分	午前 9 時			

を

」

「

八幡病院 の病棟勤 務の助産 師、看護 師及び准 看護師	A	早 出	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時	勤務時 間中に 4 5 分 とし、 その時 限は所 属長が 定める 。	4 週間 を通じ 8 日所 属長の 指定す る日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。
		遅 出	午後 1 時 3 0 分	午後 1 0 時			
	B		午後 4 時 3 0 分	翌日午 前 1 時			
	C		午前 0 時 3 0 分	午前 9 時			

に

」

		分				
医療センターの医療連携室勤務の助産師、看護師、准看護師及び一般事務員	早出	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時	勤務時間中に 4 5 分とし、その制限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
	遅出	午前 1 0 時 3 0 分	午後 7 時			

」

改める。

付 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。